

防災行政無線テレホンサービスをご利用ください

【問い合わせ】総務課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

防災行政無線から流れた放送内容を聞くことができるテレホンサービスが、昨年4月から通話料無料のフリーダイヤルになっております。

防災行政無線が聞こえなかった場合や放送内容を確認したい場合にご利用ください。

また、各庁舎窓口において、防災行政無線テレホンサービスシールを配付しておりますので、お問い合わせください。

【防災行政無線テレホンサービス】

☎0120-34-0811（フリーダイヤル）



防災行政無線テレホンサービスシール

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために

【問い合わせ】健康増進課（行方市保健センター内） ☎0291-34-6200

感染リスクが高まる「5つの場面」を避け、 感染拡大を防ぎましょう

1

飲食を伴う
懇親会

2

大人数や長時間の
飲食

3

マスクなしでの
会話

4

狭い空間での
共同生活

5

居場所の
切り替わり

換気を良くして、三密を避けよう！
いつでもマスク、手洗い・消毒忘れずに！



知っていますか？

「ヘルプマーク」「ヘルプカード」

【問い合わせ】社会福祉課 障害福祉グループ ☎0299-55-0111

ヘルプマーク・ヘルプカードは、障がいのある方や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、日常生活や災害時などで困ったときに周囲に示し、援助を得やすくなるよう導入されています。

ヘルプマークを持っている人を見かけたら、困っているようであれば声をかけるなどの配慮、緊急時や災害時は安全に避難するための支援について、ご理解ご協力をお願いします。

行方市では、次のとおり配布します。

▶**対象者**：行方市に住所を有し、障害者手帳等を所持している方、難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

▶**申請場所**：社会福祉課 障害福祉グループ（玉造庁舎1階）

※申請するときは、援助が必要になること分かる書類（障害者手帳、指定難病特定医療費受給者証、母子手帳等）と印鑑（認印）をお持ちください。

※ヘルプマーク・ヘルプカードは、1人につき1枚の配布とさせていただきます。

※郵送による配布は行っていません。

◇ヘルプマーク

ストラップを利用して、かばん等に付けて使用します。



◇ヘルプカード

緊急連絡先や必要な支援内容等を記載することができます。



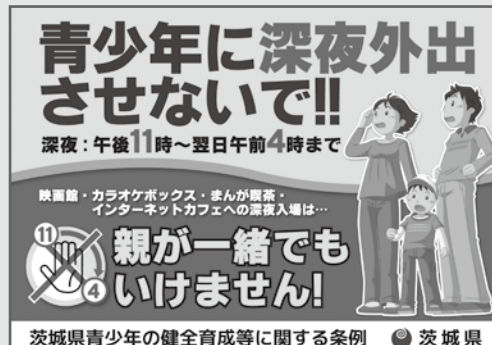
※個人情報が記載されていますので、取り扱いには注意してください。



なめがたエリアテレビが放送した番組の一部を、パソコンやスマートフォン、タブレット等に無料で配信する動画配信サービス「なめテレオンデマンド」。

見逃してしまった番組や、もう一度見たい過去に放送した番組を、いつでも好きな時間に視聴することができます。

※インターネットへの回線接続費および通信料は各自負担となります。



茨城県青少年の健全育成等に関する条例 茨城県

「飼い犬の登録」と「狂犬病予防注射」をお忘れなく！

定期集合注射のお知らせ

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

令和3年度の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を、次の日程で実施します。生後91日以上の犬は狂犬病予防法により「登録」と「狂犬病予防注射」が義務づけられています。室内小型犬や猫犬も例外ではありません。全ての犬が対象です。愛犬と一緒に都合の良い会場へお越しください。



今年も
忘れずに受け
させてワン！

○日程表

地区	日程	時間	実施場所
麻 生 地 区	4月10日 (土)	9:00～9:15	五町田ふるさとコミュニティセンター
		9:25～9:40	西浦地区学習センター
		9:50～10:05	今宿農村集落センター
		10:15～10:30	橋門四番組集会所
		10:40～10:55	小高地区館
		11:05～11:25	島並農村集落センター
		11:40～11:55	本城会館
		13:00～13:15	(有) 出沼喜之助商店前
		13:25～13:40	粗毛農村集落センター
	4月18日 (日)	9:00～9:15	井貝農村集落センター
		9:25～9:40	谷津農村集落センター
		9:50～10:05	四鹿杉平農村集落センター
		10:15～10:30	青沼ふるさとコミュニティセンター
		10:40～10:55	石神構造改善センター
		11:05～11:20	太田地区館
		11:30～11:45	台矢幡集会所
		13:00～13:15	白浜ウォーキングセンター
		13:25～13:40	大和地区館
13:50～14:05	天掛ふるさとコミュニティセンター		

○登録料等

	登録している犬	登録していない犬
登録手数料	—	2,000円
注射済票交付手数料	350円	350円
予防注射料金	3,000円	3,000円
計	3,350円	5,350円

地区	日程	時間	実施場所
玉 造 地 区	4月17日 (土)	9:00～9:15	藤井集会所
		9:25～9:40	荒宿農村集落センター
		9:50～10:10	玉川地区学習センター
		10:20～10:35	新田ふるさとコミュニティセンター
		10:45～11:00	手賀地区学習センター
		11:10～11:20	高須一本松前
		11:35～11:55	玉造西地区学習センター
		13:00～13:15	行方市泉配水場
		13:25～13:40	小座山農村集落センター
	4月20日 (火)	9:00～9:20	沖洲集落センター
		9:30～9:45	羽生地区学習センター
		9:55～10:10	八木時地区学習センター
		10:20～10:35	澤屋商店前駐車場
		10:45～11:00	中山消防機庫
		11:10～11:20	旧上山上組公民館
		11:30～11:40	上山 江北産業跡地
		13:00～13:15	榎本農研研修センター
		13:25～13:40	若海農村集落センター
13:55～14:30	行方市役所玉造庁舎		

地区	日程	時間	実施場所
北 浦 地 区	4月11日 (日)	9:00～9:15	前田商店
		9:25～9:40	行戸中央公民館
		9:50～10:05	南原生活改善センター
		10:15～10:35	㊤集荷所
		10:45～11:00	小貫地区学習センター
		11:10～11:20	J A グリーンショップ武田店跡
		11:30～11:50	武田地区館
		13:00～13:15	長野江田園都市センター
		13:25～13:40	金上農村集落センター
	4月19日 (月)	9:00～9:25	要地区館
		9:35～9:45	南高岡農村集落センター
		9:55～10:10	中根農村集落センター
		10:20～10:40	繁昌地区学習センター
		10:50～11:05	吉川農村集落センター
		11:15～11:30	旧北浦幼稚園
		11:35～12:00	行方市役所北浦庁舎

会場でのお願い 新型コロナウイルス感染症対策にご協力を！

- ①飼い主さんは、マスクの着用をお願いします。
- ②屋外といえども、大きな声で話しかけるなどは、避けてください。
- ③順番を待つときは、車中で待機する、もしくは、他の方と十分な距離をとるなどの対応をして、お待ちください。
- ④注射料金等については、なるべくつり銭の出ないようお持ちください。
- ⑤飼い犬の排せつ物は必ずお持ち帰りください。ティッシュ、ビニール袋をご持参ください。

○犬の登録は生涯1回

平成7年4月1日以降に済ませた登録は、その犬の生涯にわたって有効で、毎年登録する必要はありません。

○狂犬病予防注射は、毎年1回受けなければなりません。

○届け出は環境課へ

登録犬が死亡したり、所在地や所有者に変更があったときは、届け出をしてください。

○問い合わせ

環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

予防注射当日 ☎090-4597-3111

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等の発令があった場合は、急きょ中止することがありますので、ご了承ください。

◆犬は家族の一員です。愛犬のためにも放し飼いはやめて、散歩の時は引き綱をつけ、排せつ物は必ず持ち帰りましょう。

～ 空き家・空き地の有効活用を！ ～

「空き家バンク」 物件を登録しませんか

【問い合わせ】 企画政策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

移住・定住促進による地域活性化を図るために、空き家バンクに取り組んでいます。

市内に空き家や空き地を所有されている方で、維持管理でお困りの方、有効活用を検討されている方はご相談ください。



◆ 「空き家バンク」とは

「空き家・空き地」の売買や賃貸を希望する所有者から申し込みを受けた情報を登録し、市のホームページ等で公開し、利用を希望する方に物件の情報を提供する制度です。

※契約交渉の媒介は、市と協定を結んだ茨城県宅地建物取引協会の宅建業者が行います。

※契約に係る仲介手数料はご本人の負担となります。

◆ 空き家バンク成約奨励金

登録物件の売買または賃貸借契約を成立された所有者および購入者等に対し、契約に要した費用に関し、5万円を上限に奨励金（1回のみ）を交付します。



■ 空き家バンク制度の仕組み <https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/007870.html>

下水道および農業集落排水に接続された方に、費用の一部を補助します

【問い合わせ】 下水道課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

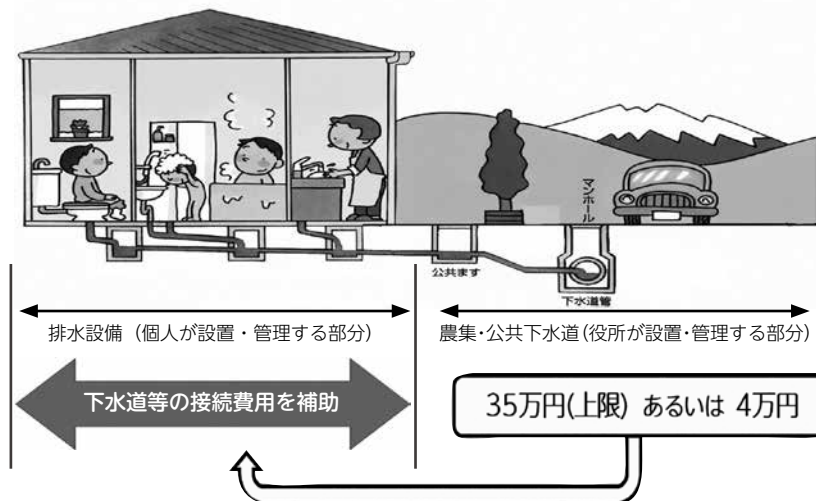
下水道および農業集落排水区域にお住まいの方を対象とした接続補助制度です。この補助を利用して下水道等の接続を実現してはいかがでしょうか。

【世帯要件（①②③全て）を満たす世帯】

補助金額	35万円（上限）		
	接続費用が35万円以下の場合、その金額 接続費用が35万円を超えた分は自己負担		
世帯要件	①	年齢	18歳（令和3年4月1日現在）未満の者または 65歳（令和4年3月31日現在）以上の者がいること
	②	収入	世帯年収が600万円未満（世帯年収は目安） ※住民税の課税対象額が世帯合計334万円以下
	③	滞納	市税等の滞納がない者

【①②の要件を一部満たさない世帯】

補助金額	4万円	
	接続費用が4万円以下の場合、その金額 接続費用が4万円を超えた分は自己負担	
①	年齢	左の要件に該当なし
②	収入	左の要件に該当なし
③	滞納	市税等の滞納がない者



※新築（建築確認を要する改築）・法人・店舗・事業所は補助の対象になりません。

予算には限りがありますので、お早めにお申し込みください。

浄化槽をお使いの皆さまへ

【問い合わせ】(市担当課) 行方市下水道課 ☎0299-55-0111
(県) 茨城県県民生活環境部環境対策課 ☎029-301-2966

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう、皆さまのご協力をお願いします。

保守点検

- 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
- 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3～4カ月に1回行う必要があります。
- 県に登録している保守点検業者に委託してください。

清掃

- 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
- 年に1回以上(全ばっ気方式は6カ月に1回以上)行う必要があります。
- 市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

法定検査

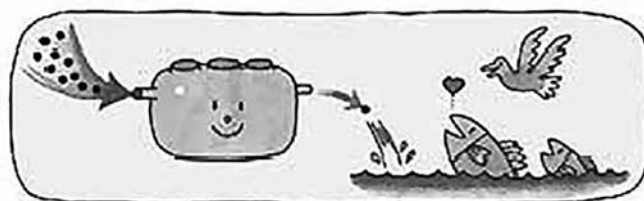
- 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
- 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8カ月の間に1回行う必要があります、その後は毎年1回行う必要があります。
- 県指定検査機関である(公社)茨城県水質保全協会(☎029-291-4004)に申し込んでください。
- 法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付される場合があります。また、県から委嘱された「茨城県水質保全監視員」が受検指導にお伺いする場合があります。

一括契約システム

- 保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」をぜひご利用ください。
- 契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

- 単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水はそのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を8分の1に減らすことができます。
- 身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。



あなたのご家庭は「合併処理浄化槽」ですか？

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換しましょう！

【問い合わせ】下水道課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

公共下水道や農業集落排水施設が整備されていない地域では、浄化槽により生活排水を処理することになっています。

浄化槽には「合併処理浄化槽」と「単独処理浄化槽」の2種類があります。合併処理浄化槽は、トイレからのし尿とあわせて台所等からの生活雑排水を処理し河川等に流しますが、**単独処理浄化槽は、し尿を処理するのみで、生活雑排水は未処理のまま河川等に流れてしまい、汚れの大きな原因となっています。**

単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に入れ替えれば、河川への汚れを8分の1まで減らすことができます。

貴重な水資源、霞ヶ浦流域の環境を守るためにも、単独処理浄化槽をお使いの方は合併処理浄化槽への入れ替えをお願いします。

なお、合併処理浄化槽の設置については「**戸別浄化槽整備事業（市設置型浄化槽）**」（下記）をぜひご利用ください。

市があなたに代わって浄化槽を設置・維持管理する「戸別浄化槽整備事業」をご利用ください

従来、浄化槽は個人において設置・維持管理を行っていたあくものですが、本事業は市民の皆さんに代わって、**市が浄化槽の設置・維持管理を行っていくもの**です。

対象地域は、公共下水道事業計画区域および農業集落排水事業区域を除く市内全域となります。この事業では、申請者から浄化槽工事の一部を負担していただく分担金と、設置後に市が行う維持管理などの費用を毎月の使用料として納付していただくこととなります。

本事業のメリットは、**浄化槽設置にかかる個人負担が軽減されること**と、浄化槽の性能を生かすために欠かせない**適正な維持管理が確保されること**です。

▶ 分担金および使用料

住宅延床面積	浄化槽の大きさ	分担金	使用料（税別）/月
140㎡未満	5人槽	110,000円	3,800円
140㎡以上	7人槽	140,000円	4,000円
2世帯住宅	10人槽	190,000円	5,100円

単独処理浄化槽からの転換の場合、撤去費および配管工事費に対する補助制度があります（ただし、確認申請を伴う新築・改築等は除く）

▶ 単独処理浄化槽撤去補助金額上限

撤去費	配管工事費	合計
上限 90,000円	上限 300,000円	上限 390,000円

▶ 受付期間

原則として4月1日から11月末まで

※予算の都合等により、予定期間よりも早めに受付を終了させていただく場合がございますので、詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】 国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

▶助成金額

①【国保のみ】人間ドック 15,000円

②【国保、後期高齢】脳ドック（健診有）15,000円・脳ドック（健診無）10,000円

※年度内の1人あたりの助成は人間ドックと脳ドックのどちらかで、脳ドックの助成は2年に1回となります。

▶資格要件

【国民健康保険の方】

- ・市で行う集団健診および医療機関で年度内に特定健診を受けていないこと（脳ドック健診無は可）
- ・人間ドック等受診日において満40歳以上75歳未満であること
- ・国民健康保険税を滞納していない世帯に属していること

【後期高齢者医療の方】

- ・市で行う高齢者健診を受けていること（脳ドック高齢者健診有は除く）
- ・後期高齢者医療保険料を滞納していないこと

▶申請方法

下記医療機関に直接電話などで受診日（令和4年2月末までに受診のこと）を予約後、認め印をお持ちの上、国保年金課（玉造庁舎）または総合窓口室（麻生庁舎・北浦庁舎）へ申請してください。

※受診券の発行に数日を要するため、医療機関へのご予約後はお早目に。

▶申請期限 令和3年12月28日（火） ※土・日・祝日を除く



人間ドック等助成事業に係る市との契約医療機関一覧（令和3年4月現在）

名 称	国民健康保険	後期高齢者医療保険	電話番号
山王台病院	人間ドック 脳ドック（特定健診有） 脳ドック（特定健診無）	脳ドック（高齢者健診有） 脳ドック（高齢者健診無）	0299-26-3130
なめがた地域医療センター 健診センター	人間ドック 脳ドック（特定健診無）	脳ドック（高齢者健診無）	0299-56-0600
白十字総合病院健診センター	人間ドック 脳ドック（特定健診有） 脳ドック（特定健診無）	助成なし	0299-93-1779
筑波メディカルセンター （つくば総合健診センター）	人間ドック 脳ドック（特定健診有）	脳ドック（高齢者健診有）	029-856-3500
石岡循環器科脳神経外科病院	人間ドック 脳ドック（特定健診無）	脳ドック（高齢者健診無）	0299-58-5211
霞ヶ浦成人病研究事業団 健診センター	人間ドック 脳ドック（特定健診有） 脳ドック（特定健診無）	脳ドック（高齢者健診有） 脳ドック（高齢者健診無）	029-887-4563
小山記念病院健康管理センター	人間ドック 脳ドック（特定健診有） 脳ドック（特定健診無）	脳ドック（高齢者健診有） 脳ドック（高齢者健診無）	0299-85-1139
土浦協同病院	人間ドック 脳ドック（特定健診無）	脳ドック（高齢者健診無）	029-830-3711
小美玉市医療センター	人間ドック	助成なし	0299-58-2711
茨城県メディカルセンター	人間ドック	助成なし	029-243-1111
牛久愛和総合病院総合健診センター	人間ドック 脳ドック（特定健診有）	脳ドック（高齢者健診有）	029-873-4334
筑波大学附属病院 つくば予防医学研究センター	人間ドック 脳ドック（特定健診有）	脳ドック（高齢者健診有）	029-853-4205
水戸医療センター	人間ドック	助成なし	029-240-7712

40歳以上74歳までの方は、特定健康診査の対象者です 特定健診を受けましょう

【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

特定健康診査・特定保健指導の実施は、医療保険者（健康保険証を発行しているところ）に義務付けられています。メタボリックシンドロームを早期に発見し、生活習慣病を予防・改善する目的で行われます。

生活習慣病は自覚症状がないことが多く、気づいた時には重症化していることもあります。健診を継続的に受診し、ご自身の健康状態を知っていただくことが大切です。

▶対象者

行方市国民健康保険加入者で40歳以上74歳までの方

▶受診方法（令和3年度）

特定健診の受診の方法は4つあります。いずれかの方法で受診してください。

1. 市の「総合健診」で受ける…予約制
2. 市の「住民健診」で受ける…予約制
3. 「医療機関」で受ける…契約医療機関の中から受診先を選び予約後、電話または市役所で受診券の申請を行い、受診券が届いてから受診する（令和4年3月末までに受診してください）。

※契約医療機関は、国保年金課にお問合せいただくか、市のホームページからご確認ください。

4. 「一般ドック」等を利用して受ける…右ページ【国民健康保険人間ドック・脳ドック、後期高齢者医療脳ドック助成のお知らせ】を参照ください。



▶健診内容 問診、身体測定、血圧、血液検査、尿検査など

▶受診者負担金 1,000円（40・45・50・55・70歳以上は無料）

【はじめての特定健診（マル得健診）】

若年層の特定健診受診率向上のため、40歳（昭和56年4月1日～昭和57年3月31日生まれ）の方を対象に、特定健診を受診した場合に特典があります。「マル得健診」の対象になる方には通知を差し上げますので、ぜひ受診をしてください。

おわびと訂正

市報3月号（11ページ）「健康増進課からのお知らせ」の中で、特定健診の医療機関の受診「人間ドック等の申請期間」について誤りがありました。訂正しておわび申し上げます。

誤 申請期間：令和3年4月1日～令和4年1月31日

正 申請期間：令和3年4月1日～**令和3年12月28日**

行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」



IBS 茨城放送（i-FM）（水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 119.7kHz、土浦・県西中継局 145.8kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPY パンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひろときナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市）

■周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

市税と保険料 のお知らせ

4月の市税と保険料は…

○介護保険料 第1期

納期限(振替日)は4月30日です。

クレジットカードを使った納付について

キャッシュレス納付を推進しています

クレジットカードでの納付方法が新しくなりました

行方市では、市税・保険料のお支払いにクレジットカードが利用できます。

【ご利用手順】

- 1 インターネットで「F-REGI 公金支払いサイト」の行方市専用ページを開く
- 2 納付書(バーコード印刷のあるもの)を用意し、ページよりカメラを起動してバーコードの読み取りを行う
- 3 決済情報を確認して、画面上の手順に従い必要情報などを入力する
- 4 お手続き完了!

【用意していただくもの】

クレジットカード 納付書(バーコード印刷のあるもの)

【納付可能な税(料)目】

固定資産税 軽自動車税 市県民税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料

(すべて普通徴収分に限る)

【利用可能なクレジットカード】



【F-REGI 行方市専用ページ】



※ご不明な点は、市役所ホームページをご確認いただくか、収納対策課までお問い合わせください。

※決済にかかる手数料

納付額	決済手数料
~10,000円	100円(税別)
10,001~20,000円	200円(税別)
20,001~30,000円	300円(税別)
30,001円以上	以降10,000円増加毎に100円(税別)を加算した額

固定資産税 課税台帳の縦覧について

縦覧制度

縦覧制度とは、納税者の方が自分の固定資産の評価額が適正かどうかを判断するために、他の資産と評価額の比較ができる制度です。

縦覧方法

【縦覧期間】

4月1日から5月31日まで(土・日・祝日を除く)
午前8時30分から午後5時15分

【縦覧場所】

税務課(麻生庁舎) 総合窓口室(北浦庁舎)
総合窓口課(玉造庁舎)

【縦覧可能な方】

- ・市内に所在する土地または家屋の固定資産税納税義務者(所有者)
- ・委任を受けた方(委任状が必要)
- ・納税管理人

【お持ちいただくもの】

- ・申請者の本人確認ができる身分証明書など(運転免許証・マイナンバーカード)
- ・申請者が代理人の場合は委任状、法人の場合は法人登録印または法人登録印を押した委任状

口座振替のススメ

市税等のお支払いには、口座振替が便利!
登録すれば、来年度からも自動で振替されます!
5月の固定資産税や軽自動車税も、
4月中のお申し込みで振替が間に合います!
この機会にぜひ、口座振替を登録してみませんか?

銀行で登録したい!

銀行のお届け印・通帳・納税通知書
を持って銀行窓口でお申し込み

市役所で登録したい!

キャッシュカード・身分証明書
を持って市役所各庁舎の窓口でお申し込み
(ご家族の方でも申込できます)

【金融機関】

常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・佐原信用金庫
なめがたしおさい農業協同組合・ゆうちょ銀行

遠方の方などへ向けた口座振替申込書の郵送もできます。
お気軽にお問い合わせください!